**競争入札募集要領**

第１　発注情報

１　件名

　　大型ステージビジョン等の買入れ

２　履行場所

　　SusHi Tech Square（東京都千代田区丸の内三丁目８番３号）

３　概要

　　LEDモニター及びその周辺機器を買入れる。詳細は仕様書のとおり。

４　履行期限

　　令和６年５月1２日

５　契約方法

　　希望制指名競争入札

６　開札予定日時

　　令和６年2月8日14時00分

７　希望申請期間

　　令和６年１月24日15時00分から令和６年１月30日17時00分

８　希望申請場所

　　電子メールによる。

　　「第３ 問合せ先」に記載したメールアドレスへ、「希望票兼秘密保持誓約書」を提出すること。なお、東京都の物品買入れ等競争入札参加資格証の写しを添付すること。

９　質問期間

　　令和６年２月１日（木）午前９時から令和６年２月５日（月）正午まで。

　　「第３ 問合せ先」に記載したメールアドレスへ「質問票」を提出すること。なお、質問がない場合についても、「質問票」に質問がない旨を記入し、電子メールで提出すること。

10　仕様説明会

　　令和６年２月１日（予定）

 「２　履行場所」現地での実施を予定している。詳細は指名のあったものに対して別途通知する。なお、指名者数によっては、仕様説明会を複数日設けることがある。

11　配布資料等

　　（1）仕様書

　　なお、指名通知後に、指名のあった者に対しては追加の資料を配布する。

12　辞退

（1）希望申請した者は、入札時まで、いつでも入札参加を辞退することができる。

（2）希望申請した者が入札参加を辞退するときは、次の各号に掲げるところにより行う。

（ア）入札前においては、「第３ 問合せ先」に記載したメールアドレスへ、辞退届を提出すること。

（イ）入札中においては、その旨を入札書に記載し入札箱に投入する。

（3） 入札参加を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱

いを受けるものではない。

13　希望申請要件

　　（1）東京都における令和５・６年度物品買入れ等競争入札参加資格を有し、営業種目

「事務機器・情報処理用機器」または「映像等制作」の「A」または「B」または「C」の等級に格付けされていること。

　（2）以下のいずれにも該当しないこと。

（ア）地方自治法施行令第167条の４の規定に該当するもの

（イ）東京都から指名停止措置を受けているもの

（ウ）会社更生法、民事再生法等に基づき更生又は再生手続きをしている法人

（エ）東京都契約関係暴力団等対策措置要綱（昭和62年1月14日付61財経庶第922号）第５条第１項に基づく排除措置期間中であるもの

（3）希望票兼秘密保持誓約書に記載の誓約事項に誓約すること。

（4）仕様説明会に参加すること。

14　発注情報備考

　　（1）希望票の提出があっても必ず指名されるとはかぎりません。

　　（2）指名通知は、令和６年１月31日(水)に行う予定です。

（3）仕様に関する問合せは、「９　質問期間」内に行うことができます。

（4）質問への回答は令和６年２月6日（火）に行う予定です。なお、回答は回答日時点で辞退届を提出していない参加者全員に対し、電子メールで送付します。

※参加者からの質問がなかった場合には回答は行いません

（5）契約締結にあたっては東京都の契約規程に準拠し、東京都契約事務規則第37条第一項に定める東京都標準契約書を使用します。

（6）契約代金は、全ての業務の履行を確認後、受託者からの適法な請求書に基づき、一括して支払います。

　　（7）本契約は、「SusHi Tech Tokyo 2024 グローバルスタートアッププログラム 実行委員会」（以下、「実行委員会」という。）令和６年度収支予算が、令和６年３月31日までに実行委員会で可決された場合において、令和６年４月１日に確定します。

　　（8）本契約の開札後に実施される契約管理委員会の契約締結前審査を経て、落札者が決定します。落札候補者は、必要に応じて当該審査にご協力いただく場合があります。

第２　競争入札参加情報

１　入札の基本的事項

（1）入札参加者は、発注者から指示された図面、仕様書、内訳書及び契約書案その他契約締結に必要な条件を検討の上、入札しなければならない。

（2）図面、仕様書及び内訳書等に誤記又は脱落があった場合において、当該誤記又は脱落が提示された書面等の相互の関係により明白であるときは、落札者は、その誤記又は脱落を理由として契約の締結を拒み、又は契約金額の増額を請求することができない。

（3）入札は、総価により行わなければならない。

２　公正な入札の確保

（1）入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

（2）入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意志についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。

（3）入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

（4）入札参加者は、入札前に予定価格及び他の入札参加者をさぐる行為をしてはならない。

３　入札

（1）入札参加者は、発注者が指定する入札書に必要な事項を記載し、署名又は記名押印の上、封をして、あらかじめ指名通知において示した日時及び場所において、実行委員会の担当者の指示により入札箱に投入しなければならない。

　 （2）入札は、代理人に行わせることができる。この場合においては、当該代理人

に入札前に委任状を提出させなければならない。

４　入札書の書換え等の禁止

入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

５　開札

（1）開札は、入札の終了後、当該入札場所において入札者を立ち会わせて行う。

（2）入札者が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない実行委員会担当者を立ち会わせる。

６　入札の無効

 次の各号のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

(1) 入札に参加する資格がない者のしたもの

（2）入札書の記載事項が不明なもの又は入札書に署名及び記名押印のいずれもないもの

（3）同一事項の入札について２通以上の入札書を提出したものの入札で、その前後を判別できないもの又はその後発のもの

（4）他人の代理を兼ね又は２人以上の代理をした者に係るもの

（5）入札書の金額の表示を改ざんし、又は訂正したもの

（6）一定の金額で価格を表示していないもの

（7）同一の入札書に２件以上の入札事項を連記したもの

（8）前各号のほか、特に指定した事項に違反したもの

７　落札者及び落札予定者

予定価格の制限の範囲内で最低の価格で入札をした者を落札者とする。

８　再度入札

（1）開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の

価格の入札がないときは、再度の入札を行う。

（2）前項の再度入札の回数は、原則として２回以内とする。

（3）再度入札に参加することができる者は、その前回の入札に参加した者のうち、当該入札が6の規定により無効とされなかったものに限る。

（4）再度入札において入札参加者が入札を辞退するときは、実行委員会の担当者等が指定した当該再度入札締切日時までに、その旨の書面を担当者等に直接持参するか、「第３ 問合せ先」に記載したメールアドレスへ送付するものとする。

９　くじによる落札者の決定

（1）落札となるべき同価の入札をした者が２者以上あるときは、直ちに、当該入札者によるくじ引きにより落札者を決定する。

（2）前２項の場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって、当該入札事務に関係のない実行委員会の担当者がくじを引くものとする。

第３　問合せ先

SusHi Tech Tokyo 2024グローバルスタートアッププログラム実行委員会事務局

（東京都スタートアップ・国際金融都市戦略室戦略推進部スタートアップ推進課内）

住所：〒163-8001 東京都新宿区西新宿２丁目８番１号　都庁第一本庁舎14階

電話：03－5388－2106

メールアドレス：S1130102(at)section.metro.tokyo.jp

お手数ですが、メール送信の際は(at)を@に置き換えてご利用ください。